条例の点検･見直しシート

		作成年月日	平成24年6月29日
条例の題名	三重県特定非営利活動促進法施行条例	公布日	平成10年10月16日
条例番号	平成10年三重県条例第43号	直近改正日	平成24年6月27日
所管部局課	環境生活部男女共同参画･NPO課NPOｸﾞﾙｰﾌﾟ	電話番号	059-222-5981
条例の概要	特定非営利活動促進法の本旨を達成するとともに、特定非営利活動法人制度及び認定特定非営利活動法人制度等の公正な運営の確保を図るため、知事が所轄する特定非営利活動法人等に関する事項について定めるものとする。	条例の類型	法執行型

視点	項目	回答	検討内容
①必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	特定非営利活動促進法の規定に基づき、条例で定めることが必要とされており、妥当性を有している。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	法における対象を認証する機関として都道府県、政令市が定められており、県の関与は不可欠である。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	条例に基づき、NPO法人の認証等の事務を行っており、不必要なものはない。
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	-
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	法を執行するにあたり必要な事項を定めたものであり、法において条例で定めることが必要とされている。
②適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	特定非営利活動促進法
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい	-
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	NPO法人の認証などの必要な事務は、条例に基づき行っており、食い違いはない。
③有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	条例第1条の趣旨のとおり、各条において特定非営利活動法人等に関する事項を定めているため、整合は図られている。
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	条例第27条で定める活動は、県民力ビジョンに沿って定められており、整合性は図られている。
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	-
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	条例は法を執行するにあたり必要な事項を定めたものであり、一部であっても規定を廃止した場合はNPO法人の認証事務に支障が生じると考える。
④効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	条例は法を執行するにあたり必要な事項を定めており、廃止すべき規定はない。
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	条例は法を執行するにあたり必要な事項を定めており、追加すべき規定はない。
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	NPO法に基づき、認証事務等を規定する条例は他になく、他条例との重複はない。
	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	条例は、NPO法人に関する事項が定められてはいるものの、手続や効果は全県民を対象としており、効果及びコスト配分は適正である。

<table>
<tr><td rowspan="2">⑤公平性</td><td colspan="2">条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。</td><td>はい</td><td colspan="2">条例は、NPO法人に関する事項が定められてはいるものの、手続や効果は全県民を対象としているものである。</td></tr>
<tr><td colspan="2">条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。</td><td>はい</td><td colspan="2">条例は、NPO法人に関する事項が定められてはいるものの、手続や効果は全県民を対象としているものであるため、コストは全県民負担とすることが適当である。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">⑥その他</td><td colspan="2">条例の内容において、県民（団体）、ＮＰＯ等県以外の主体との連携に配慮している。</td><td>該当なし</td><td colspan="2">-</td></tr>
<tr><td colspan="2">市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。</td><td>はい</td><td colspan="2">-</td></tr>
<tr><td rowspan="2">点検・見直し結果</td><td rowspan="2">改正・廃止の必要はない。</td><td>理　由</td><td>特記事項</td><td>見直しに関する規定の有無</td><td>有効期限に関する規定の有無</td></tr>
<tr><td>平成24年3月及び7月に、法改正に伴い条例改正を行ったため、現時点で法令及び運用に適合したものとなっている。よって、現在の規定は改正の必要がないと考える。</td><td></td><td>無</td><td>無</td></tr>
</table>